

# 家屋の新築、増築、取壊し、所有権移転について

## 【新・増築の家屋調査にご協力を】

固定資産税の適正課税のため、新築または増築された住宅・物置・倉庫・畜舎などの家屋を対象に「家屋調査」をお願いしています。家屋を新・増築された時は、下記までご連絡をお願いします。

簡素な物置や車庫でも、外気分断性、用途性、土地への定着性が備わっていると家屋として課税されます。土地への定着性の判断については、東石による簡易な設置でも、家屋本体と東石が金具で固定されている場合は課税対象となります。木造だけでなく、簡易に設置できるプレハブ式の物置も課税対象です。

## 【家屋の取壊しおよび所有権移転について】

・**家屋を取壊した場合**  
未登記の家屋を取壊した場合には、下記まで届け出をお願いします。

また、登記されている家屋を取壊したときは、法務局で

「滅失登記」の手続きを行ってください。

※固定資産税の賦課期日は毎年1月1日です。賦課期日までに手続きが行われない場合、引き続き課税されることとなりますので、ご注意ください。

## ・所有権移転した場合

相続・売買・贈与などによって、未登記家屋の所有権を移転した場合には、下記まで届け出をお願いします。

また、登記されている家屋の所有権を移転したときは、法務局で「所有権移転」の手続きを行ってください。

※取壊した場合と同様、賦課期日までに手続きが行われない場合、引き続き元の所有者に課税されることとなりますので、ご注意ください。

## 【住宅用地の特例について】

住宅が建っている土地には、土地の固定資産税が1/6または1/3に軽減される「住宅用地の特例」が適用され

ます。この特例を受けるためには、「住宅用地の申告書」を提出いただく必要があります。なお、すでに特例が適用されている土地については、建て替え等をしないうり限り必要ありません。

※「住宅用地の特例」は、住宅の種類・規模や土地の規模により適用の範囲が異なります。

## 【届出・問い合わせ先】

・財務課資産税係  
☎0137-62-2114  
熊石総合支所地域振興課  
☎01398-2-3111

## ふるさと納税の状況

3月末現在(累計令和4年4月~令和5年3月)

寄附件数 **91,173件**  
寄附金額 **1,800,763,803円**

# 自転車 買って安心! 乗って安全! 自転車専門店で!!

『赤色TSマーク付帯保険』  
賠償責任補償(限度額)  
**1億円で安心の保証**  
保険の有効期限は点検整備の日から一年間  
自転車整備のプロによる点検・整備で安全

自転車に乗るすべての人の  
**ヘルメット着用が努力義務**  
になっています。

BICYCLE  
自転車の防犯登録は  
していますか?  
防犯登録  
シ 000000  
北海道警察  
防犯登録の  
有効期限は  
10年間です

赤色TSマーク付帯保険をお勧めします(有料)。防犯登録(有料)は法律で義務づけられています。

八雲自転車二輪車商業組合 加盟店

- 阿部モータース 住初町84 Tel.0137-62-2368
- (有)サイクルオート山本 東雲町6-6 Tel.0137-63-3857
- (有)中里モーター商会 本町183 Tel.0137-62-2890
- (有)川口自転車商会 元町43-1 Tel.0137-63-2737
- (有)高橋モーターサイクル 本町265 Tel.0137-62-2375
- 岡嶋自転車商会 落部78 Tel.0137-67-2152

北海道自転車軽自動車商業協同組合ホームページ <http://www.hbd.or.jp/>